

# 兵庫県でのツキノワグマの取組と現状



写真提供：橋本敏男氏

兵庫県環境部 自然鳥獣共生課  
兵庫県森林動物研究センター<sub>1</sub>

# 保護政策の経緯

年度	内容
H4 (1992)	県内に生息するクマの絶滅危惧推定生息数（100頭未満）されたため、県猟友会がクマの狩猟を自粛
H8 (1996)	<ul style="list-style-type: none"><li>クマの狩猟禁止措置（県告示）</li></ul>
H15 (2003)	<ul style="list-style-type: none"><li>第1期ツキノワグマ保護管理計画の策定</li><li>兵庫県版レッドデータブック2003でAランクの「絶滅危惧種」に選定</li></ul>
H19 (2007)	<ul style="list-style-type: none"><li>第2期ツキノワグマ保護管理計画の策定</li><li>兵庫県森林動物研究センター開設</li></ul>

# 保護施策の具体的な取組①

## 1 被害防止対策の徹底

### (クマを集落に寄せ付けない対策)

- ・ 不要果樹など誘因物の除去
- ・ バッファゾーンなどの環境整備
- ・ 電気柵等による防御 など



不要な柿の木の伐採



バッファゾーンの整備

# 保護施策の具体的な取組②

## 2 出沒対応基準と学習放獣の制度化

## 3 人材育成と普及啓発

- ・ 行政職員：クマの出沒対応研修会の開催
- ・ 地域住民：クマの保護管理、生態、被害対策などの学習会の開催



追い払い研修



住民学習会

# 柿の木伐採による効果

## 県内A町全域での目撃件数

H16  
266件



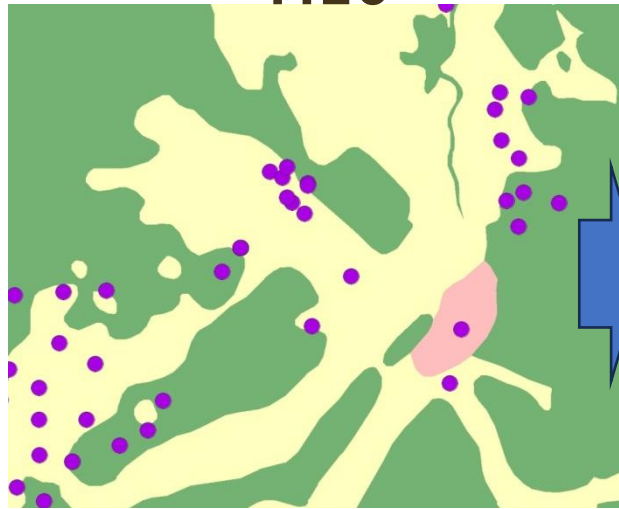
H18  
238件



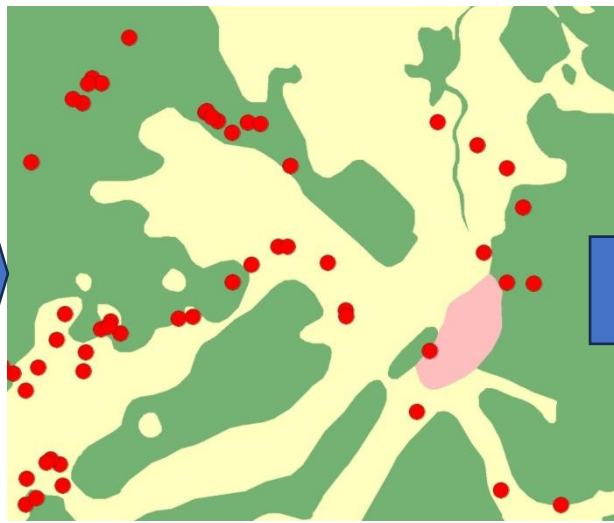
H22  
302件

## 柿の木対策を実施したA町B集落の目撃地点

H16



H18



H22



集落周辺に「ツキノワグマの餌」になるようなものがなければ、わざわざ出沒しない

# 個体数推定に基づく順応的管理 を開始（H23～）

- 1 有害捕獲の対応
- 2 狩猟実施の判断
- 3 総捕獲数の管理

⇒ 安定的な生息数を維持しつつ  
適切な管理を行っていく

# 個体数推定に関わる情報

## ●シカ・イノシシ等のわなの錯誤捕獲個体

モニタリングの実施

マイクロチップ装着後に原則全頭放獣

## ●有害捕獲個体、狩猟捕獲個体、死亡個体等

モニタリングの実施

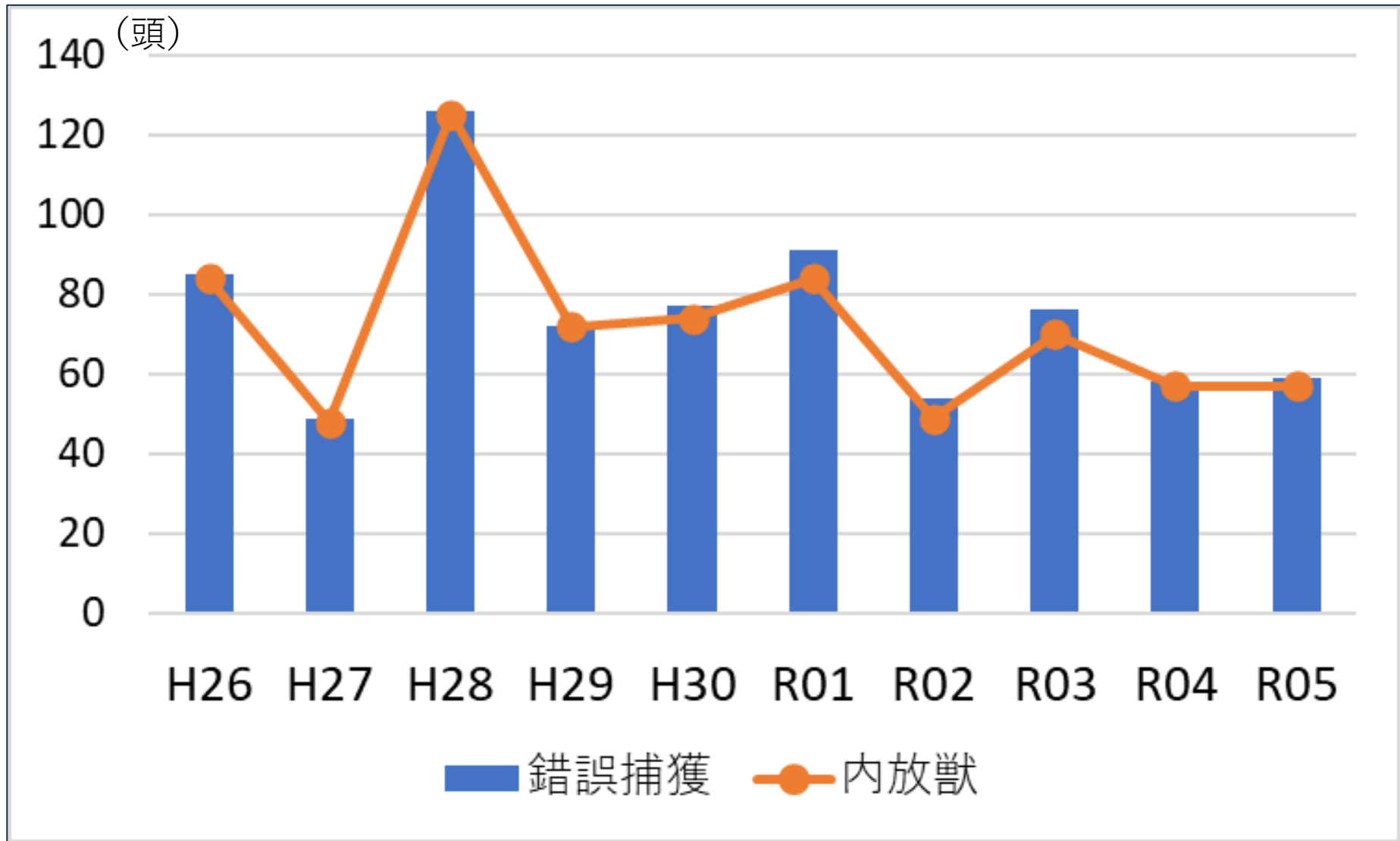
### ⇒全捕獲個体の個体識別を実施

- ・ 捕獲年月日
- ・ 捕獲位置情報
- ・ 捕獲歴
- ・ 死亡確認 など



# 錯誤捕獲数の推移

※R05は12/16現在





# 推定生息数増加⇒人との軋轢増加



人身  
事故  
発生数

1

4

2

3

2

# 保護政策から管理政策へ転換

年度	内容
H27 (2015)	・ ツキノワグマ保護計画策定 (鳥獣保護法改正)
H28 (2016)	・ 県内推定生息数が800頭を超えたため、保護計画に基づき、20年ぶりにクマ狩猟を解除 ・ 生息数増加により、出没件数増加や人身被害発生⇒ <b>人とクマとの軋轢が深刻化</b>
H29 (2017)	・ 絶滅危機を解消したと判断し、 <b>保護施策から管理施策へ転換し、第1期ツキノワグマ管理計画</b> を策定

## 1 ゾーニング管理の開始

区分	森林ゾーン	集落周辺ゾーン	集落ゾーン
概念	クマの生息に適した地域	里山の地域 集落ゾーンの周辺地域	集落内や農地など人間活動が盛んな地域
クマの生息環境	鳥獣保護区の設定 良好な生息環境の維持	バッファーズーンの整備、藪等の刈払い等集落ゾーンに接近しにくい環境づくり	誘引物の除去と管理
被害リスク	登山者などとの突発的な遭遇	森林林業者、農業者、登山者などとの突発的な遭遇	農業被害、人身被害、精神的な被害
被害防除	入山者への注意喚起、情報提供	バッファーズーンの整備、藪等の刈払い等	誘引物の除去と管理、電気柵等での防除、追払い、地域住民への注意喚起

# ゾーンの区別方法

集落ゾーン

集落周辺ゾーン

(集落ゾーンより概ね200m)

森林ゾーン

県から全県のゾーン  
区分案を提示



各市町で決定

自然環境保全基礎調査植生調査  
第6, 7回 より作成

兵庫県では、客観的  
に判断できる  
ゾーン区分を採用  
している

## 2 集落近隣の被害対策と有害捕獲の強化

これまでの有害捕獲

集落ゾーン  
集落周辺ゾーン

現にクマが出没していて  
精神被害が発生  
人身事故の発生が危惧される場合

「クマ用ドラム缶オリ」と誘因餌を使用して  
すみやかな有害捕獲の実施

に加えて

集落ゾーン  
集落周辺ゾーン



現にクマは出没していないが、  
過去からも含めてクマが出没し  
たことによる精神被害が発生

集落ゾーン、集落周辺ゾーン内にある

「シカ・イノシシ用有害捕獲箱わな」

に「クマの有害捕獲」許可を可能に

# 捕獲しても殺処分せず放獣することがある

- ① 捕獲時点で適切な被害対策を行っていない場合  
(被害対策⇒誘因物除去、環境整備、追い払い、  
電気柵等による防護など)



- ② 捕獲数が年間の捕獲数の上限に達した場合
- ③ 0歳子グマだけで捕獲された場合

# 県獣害対策チームによる集落支援

各県民局に「獣害対策チーム」を設置

## 獣害対策チーム

### 農林振興事務所

森林課  
農政振興課  
農業改良普及センター

市町

支援

連携

森林動物研究センター

## クマ出没集落

不要果樹対策  
バッファゾーン整備  
住民学習会  
有害捕獲

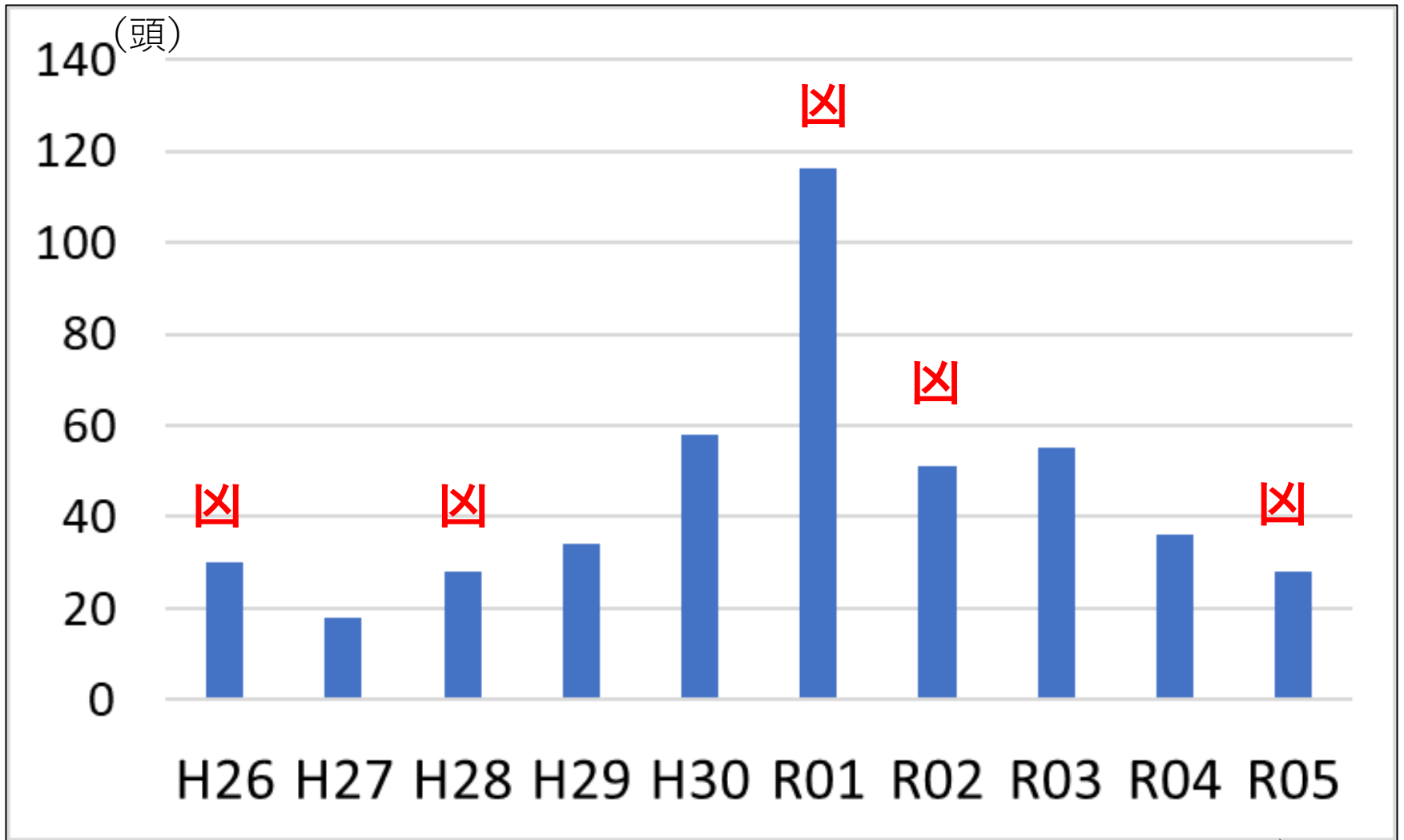


クマを寄せ付けない  
集落モデルの育成



# 有害捕獲数の推移

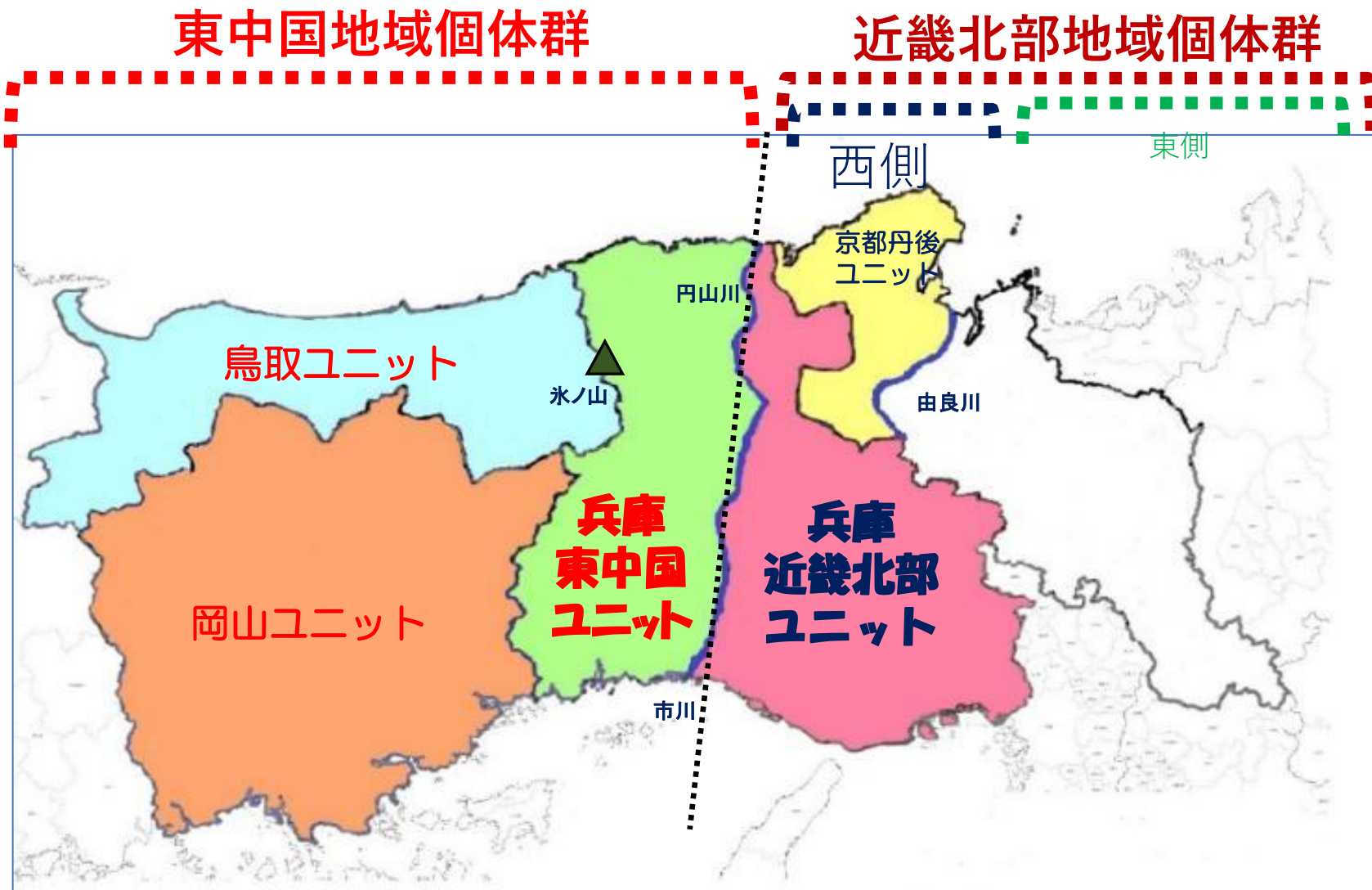
※放獣案件は含まない、R05は12/16現在



有害捕獲の強化

# 第2期ツキノワグマ管理計画【R4～R8】

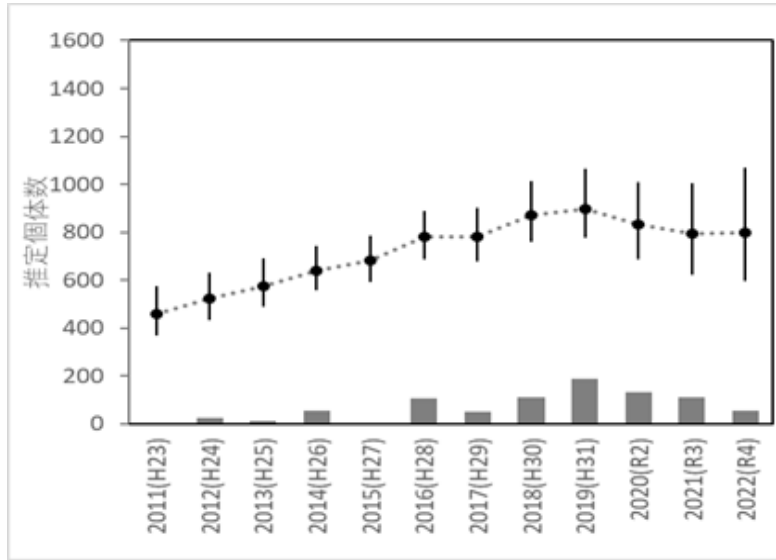
## 隣接府県との広域保護管理を開始



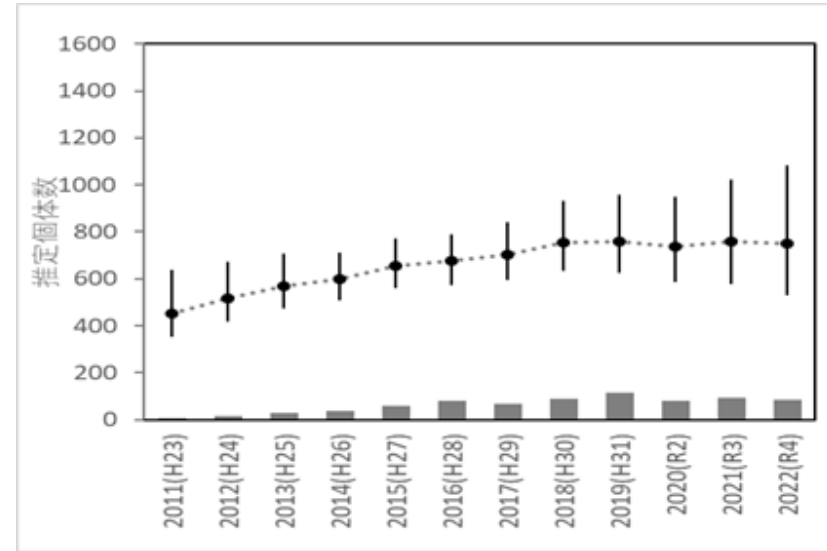
兵庫県単独の管理 ⇒ 地域個体群ごとの管理<sup>18</sup>

# 推定生息数の推移

※●は中央値、|は95%信用区間、棒線は人為死亡数を示す



東中国地域個体群



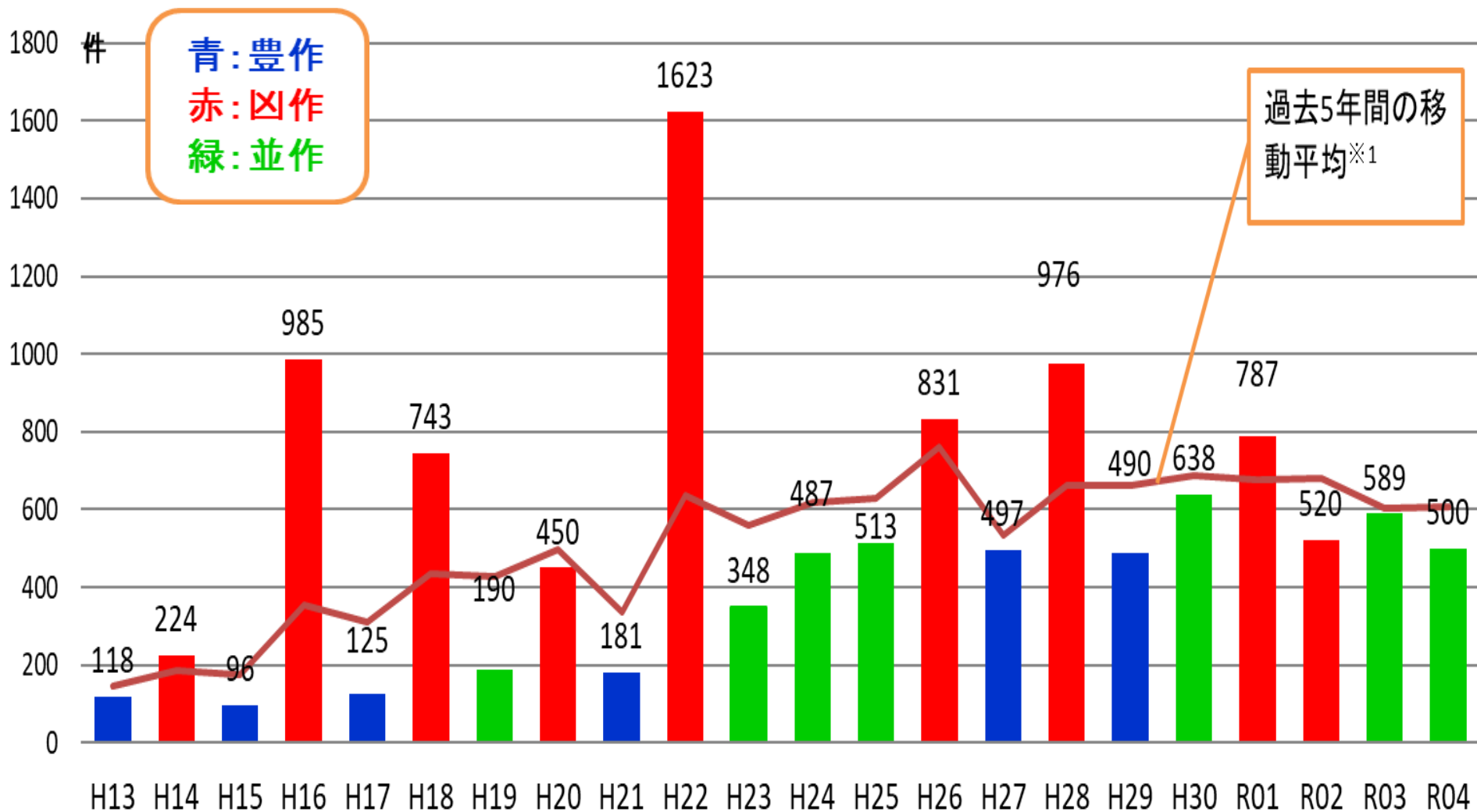
近畿北部地域個体群西側

## R5年当初予測値

区分	東中国地域個体群	近畿北部地域個体群西側
推定生息数	中央値859頭 615頭～1,243頭	中央値769頭 489頭～1,194頭
推定増加率	中央値16.0% 12.6%～19.5%	中央値14.8% 10.0%～19.1%

※下段は95%信用区間

# 目撃報告数の推移



令和5年

豊凶調査結果：凶作

目撃報告数：497件（12/16現在）

# 月別目撃報告数の推移

※R05は12/16現在

400 (件)

350

300

250

200

150

100

50

0

4月

5月

6月

7月

8月

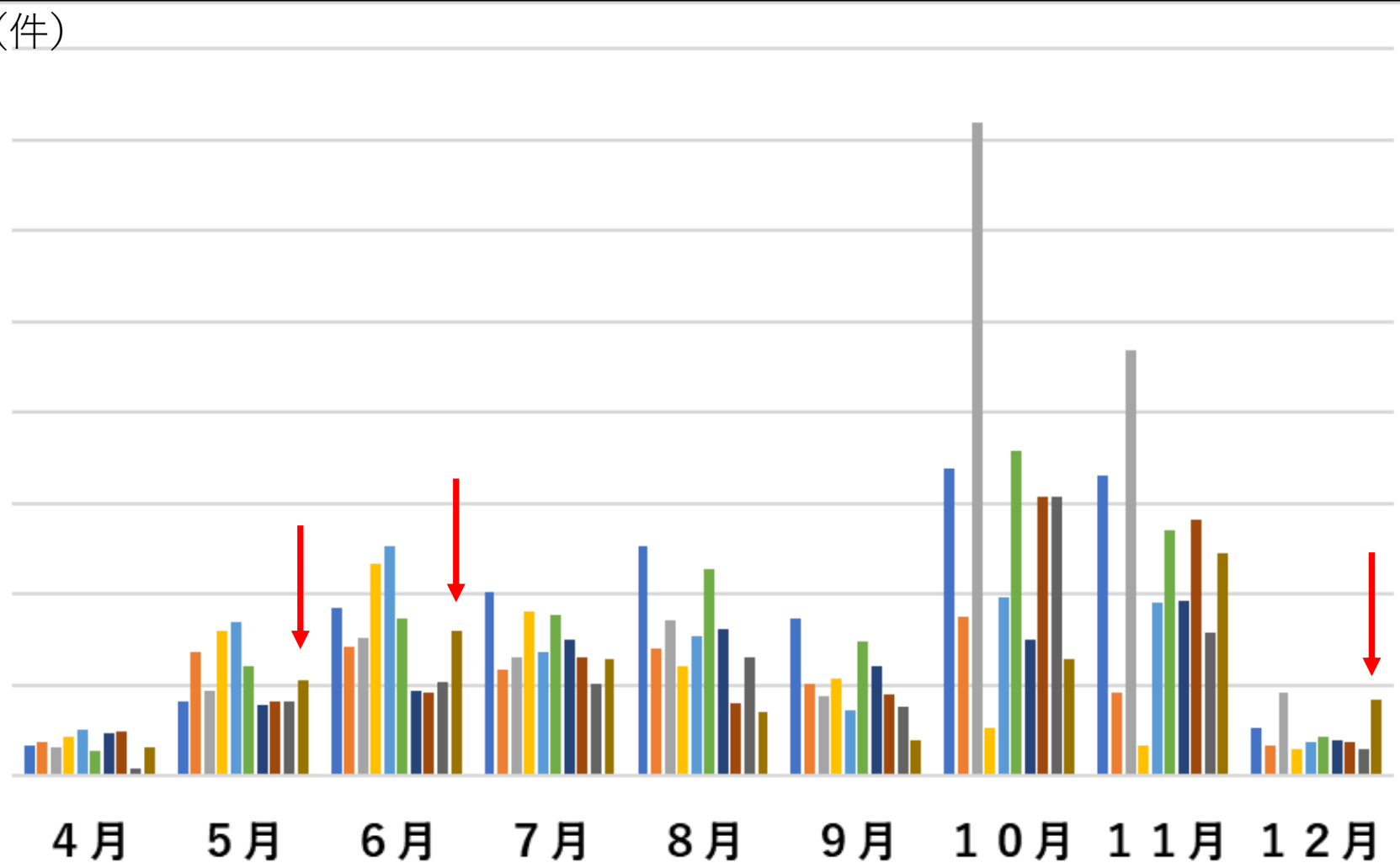
9月

10月

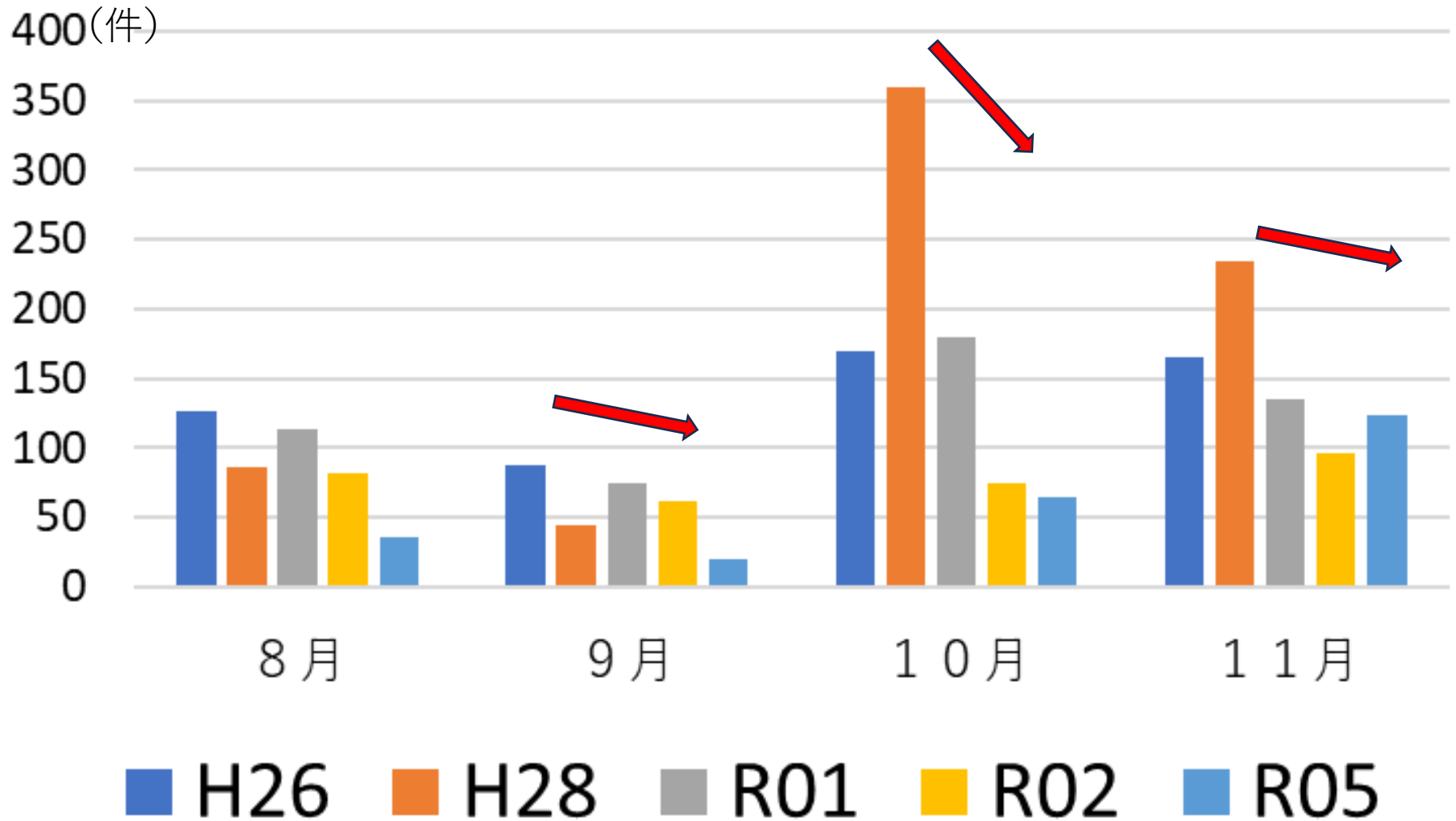
11月

12月

H26 H27 H28 H29 H30 R01 R02 R03 R04 R05

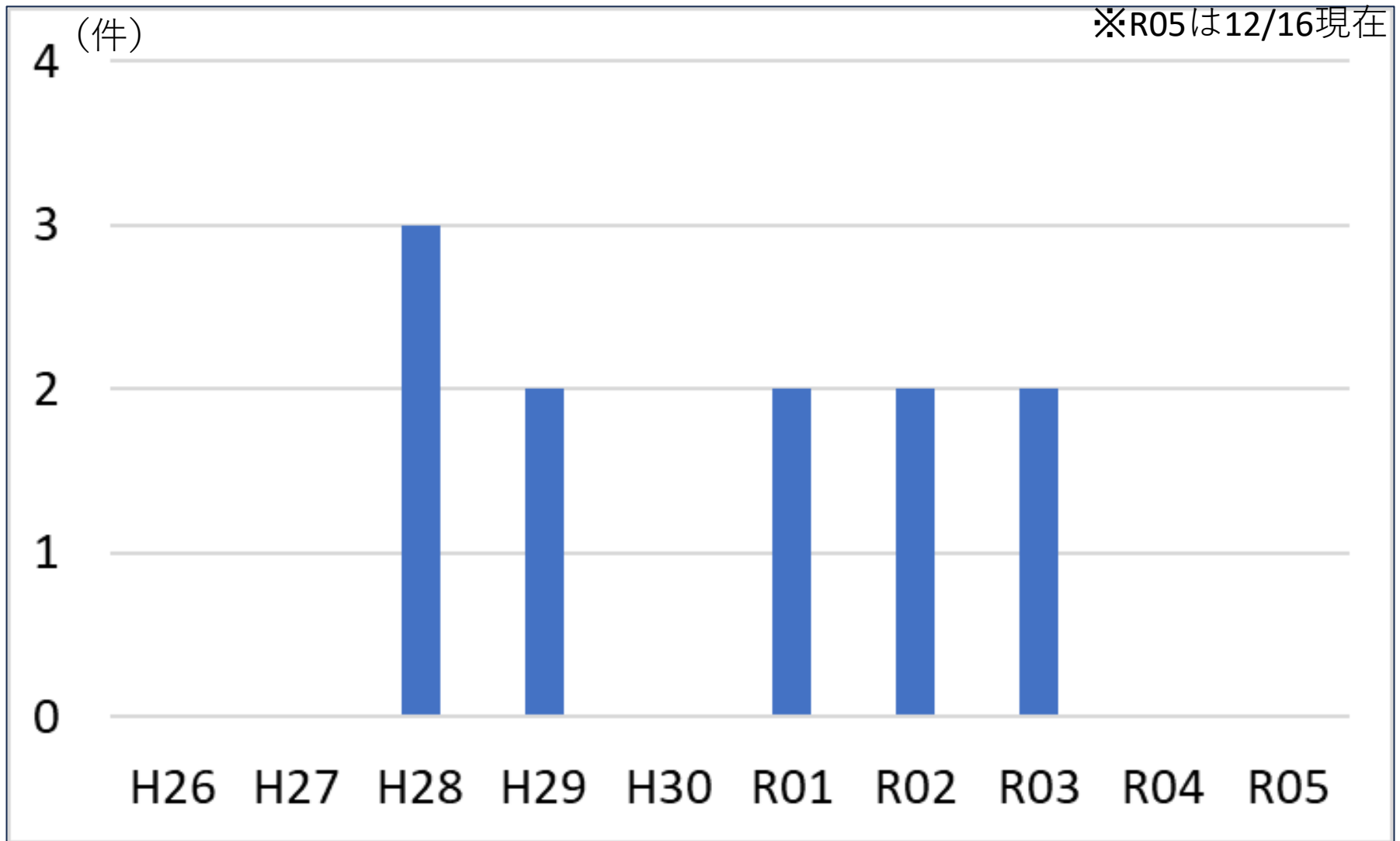


# 堅果類凶作年の月別目撃報告数の推移



「継続した集落近隣の被害対策」と  
「有害捕獲強化」の成果と評価

# 人身事故発生数の推移



「継続した集落近隣の被害対策」と  
「有害捕獲強化」の成果と評価

# 来年度に向けた課題

## 1 クマ対応にかかる人材育成強化

- ・ 県市町の行政職員
- ・ 警察
- ・ 猟友会

## 2 分布拡大地域でのクマ対策推進

- ・ クマの生態や行動域等の解明
- ・ 住民のクマ対策への理解と実施
- ・ ゾーニング管理の強化

## 3 市街地等出沒時の緊急対応体制強化

- ・ 市町における出沒対応マニュアルの作成
- ・ 出沒想定訓練の実施